司法取引「活用する」4割

日本企業、法務戦略で重視

本社調査 独禁法違反など想定

日本経済新聞社が5日まとめた第14回「企業法務・弁護士調査」で、6月に始まった日本版司法取引制度を活用する考えを持つ企業が4割強に上った。調査は、日産自動車のカルロス・ゴーン元会長が金融商品取引法違反容疑で逮捕される前に実施した。司法取引はゴーン元会長の事件でも使われ、実態解明に一定の役割を果たしている。企業の活用意欲はさらに高まりそうだ。

日本版司法取引（協議・合意制度）は他者の犯罪の解明に協力する見返りとして自らの刑事責任の減免を受けられる仕組みで、2018年6月に導入された。脱税や談合、粉飾決算など幅広い経済犯罪が対象だ。

調査は10～11月上旬に主要企業の法務担当者と企業法務に詳しい弁護士を対象に実施。回答を得た企業212社、弁護士121人分を集計した。

法務担当者にどう臨むかを聞いた質問では、43%が「事案に応じて活用する」、1%が「積極的に活用する」と回答。計44%が活用する考えを示した。「わからない」とした企業も50%あった。「情報収集中」という企業が多い。

一方、弁護士に企業が司法取引にいかに臨むべきかを聞いたところ、8割強が「活用すべきだ」と回答。司法取引する際には弁護士の関与が必要で、今後企業の活用を後押しする可能性が高い。

国広正弁護士は「ゴーン元会長の事件で司法取引の認知度が高まり、企業が活用を考える動機は増えるだろう」と指摘する。

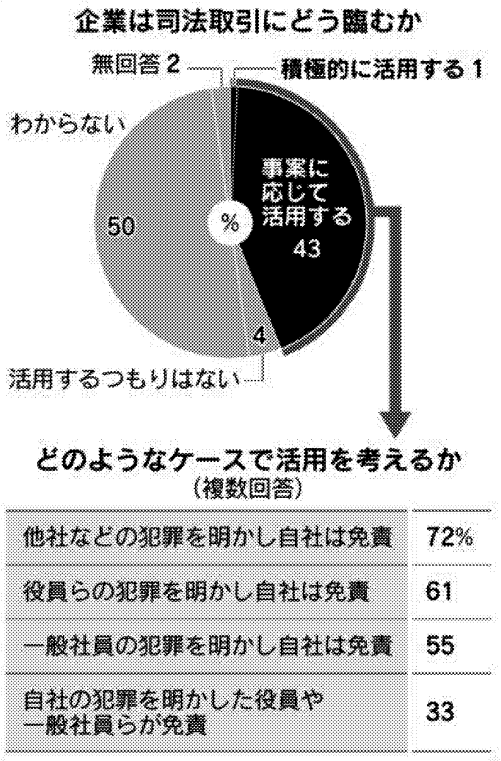

どのようなケースで活用を考えるか
（複数回答）

他社などの犯罪を明かし自社は免責	72%
役員らの犯罪を明かし自社は免責	61
一般社員の犯罪を明かし自社は免責	55
自社の犯罪を明かした役員や一般社員らが免責	33

司法取引の活用意向のある企業に特に有効と考える罪名を3つまで挙げてもらったところ、カルテルや談合など「独占禁止法違反」（77%）、「外国公務員に対する贈賄」（69%）に集中。ゴーン元会長の逮捕容疑にもなった「金商法違反」は17%だった。

活用を考える企業の7割が製造業だ。電機や機械、化学などグローバル企業が目立つ。国広氏は「司法取引が定着している米国などの海外事情に詳しい企業が多く、海外展開に伴う法務リスクに備える意識が高いのではないか」とみている。

企業が司法取引に関係するケースで、どのような形態を想定しているかを複数回答で聞いたところ、「他社などの犯罪を明かし自社が刑事責任の減免を受けるケース」が72%で最多だった。

「役員らの犯罪を明かす」（61%）、「一般社員の犯罪を明かす」（55%）も高水準で、幹部や従業員を差し出すケースも視野に入れている。

7月に適用第1号となったタイの公務員に対する贈賄事件では、三菱日立パワーシステムズの元役員らが不正競争防止法違反の罪で起訴され、同社は訴追を免れた。「会社に売られると思うと従業員などから会社の調査に協力を得られにくくなるおそれがある」（井上朗弁護士）との声もある。

今後の課題は司法取引に備えた社内体制の整備だ。具体的な準備について「特別な対応はしていない」とする企業が71%を占めた。だが弁護士からは企業が必要なことと して「社内研修の実施」（複数回答で55%）、「コンプライアンス（法令順守）に関する社内ルールの見直し」（同50%）との指摘が多い。免責を受けるにはコンプライアンスを重視している会社の姿勢を当局に理解してもらう必要がある。

「社内のコンプライアンス部門に必要な権限と予算を与え、強化することが必要だ」（池田祐久弁護士）との声もある。

さらに弁護士からは「内部通報制度の見直し」（同54%）を求める声も多い。早期に不正を発見すれば実態解明を進めやすく、他社など社外の被疑者に自社を取引材料にされるリスクも減らせる。社内調査に協力した従業員らの処分を軽減するなどのインセンティブも必要になりそうだ。

掲載日 2018年12月06日 日本経済新聞朝刊 017ページ

(C)日本経済新聞社 無断複製転載を禁じます。